

公益社団法人 日本臨床細胞学会 班研究課題選考に関する施行細則

第1条 本法人は臨床細胞学の研究推進を図るため、班研究活動を支援する。

第2条 課題は下記の基準に従い公募する。

1. 臨床細胞学の発展、向上に貢献するもの
2. 原則多機関共同研究であるもの
3. 2年以内に成果のまとまるもの
4. 原則として理事、評議員の推薦を得たもの
5. 主任研究者が在籍する施設において倫理委員会等の許可を得たか、もしくは申請中であるもの

第3条 学術委員会は次項の観点から審査し、候補課題を理事長に推薦する。

1. 独創性：研究の着眼点、手法の独創性、結果のユニークさ、など
2. 合理性：研究の結論を引き出すに十分なエビデンス
3. インパクト：臨床細胞学における重要度
4. 将来性：今後のさらなる発展が見込まれる期待度

第4条 理事長は理事会の承認を経て決定する。

第5条 研究助成金は総額200万円とする。すなわち、採用される課題は各年1件とし、初年度に200万円を交付する。

第6条 研究期間は2年間とし、研究成果は終了後速やかに本法人に報告し、日本臨床細胞学会雑誌に発表しなければならない。

第7条 応募方法については、本法人のホームページ及び日本臨床細胞学会雑誌のイエローページに広報する。

第8条 本施行細則の変更は理事会の承認を経なければならない。

附 則

1. この施行細則は、公益法人の公益認定を受けた日から施行する。
2. 2013年（平成25年）6月2日 一部改定施行。
3. 2017年（平成29年）11月18日に一部を改定し、2018年（平成30年）1月1日より施行する。
4. 2023年（令和5）11月3日 一部改定施行。